◎調達機関番号　020　◎所在地番号　11

1　業務概要

⑴　業務名　前橋地方合同庁舎（仮称）外⑾設計業務

⑵　業務内容　・建築分野
・構造分野
・電気設備分野
・機械設備分野

⑶　履行期限　平成24年12月28日
指定部分　平成24年３月30日

2　申請の時期

平成23年７月４日から平成23年７月20日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

なお、平成23年７月21日以降当該業務に係る技術提案書の提出の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。

3　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）」（以下「申請書」という。）は、平成23年７月４日から関東地方整備局総務部契約課（埼玉県さいたま市中央区新都心２－１さいたま新都心合同庁舎２号館17階）において設計共同体としての資格を得ようとする者に交付する。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に前橋地方合同庁舎（仮称）外⑾設計業務設計共同体協定書（４⑷の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。提出場所は⑴に示す申請書の交付場所に同じ。

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4　設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成22年３月31日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成22年３月31日付け公示」という。）６（測量・建設コンサルタント等業務）の⑴から⑷までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。

⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成23・24年度建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

③　関東地方整備局長から地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等に関し指名停止等を受けていないこと。

④　平成22年３月31日付け公示５（測量・建設コンサルタント等業務）の①から⑤までに該当しない者であること。

⑵　業務形態

①　構成員の分担業務が、業務の内容により、前橋地方合同庁舎（仮称）外⑾設計業務設計共同体協定書において明らかであること。

②　一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、前橋地方合同庁舎（仮称）外⑾設計業務設計共同体協定書において明らかであること。

③　１⑵の業務内容に掲げる各分担業務をそれぞれ優れた技術を有する構成員に分担し、前橋地方合同庁舎（仮称）外⑾設計業務設計共同体協定書第８条第１項に明示すること。

⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、前橋地方合同庁舎（仮称）外⑾設計業務設計共同体協定書において明らかであること。

⑷　設計共同体の協定書　設計共同体の協定書が、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の別紙１に示された「○○設計共同体協定書」によるものであること。

5　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

４⑴②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も２及び３により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、４⑴②の認定を受けていない構成員が４⑴②の認定を受けることが必要である。また、この場合において、４⑴②の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに４⑴②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。

6　資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

7　資格の有効期間

６の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8　その他

⑴　設計共同体の名称は、「前橋地方合同庁舎（仮称）外⑾設計業務△△・××設計共同体」とする。

⑵　当該業務に係る特定手続に参加するためには、技術提案書の提出の時において、設計共同体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く）」（平成23年７月４日付け支出負担行為担当官　関東地方整備局長）に示すところにより技術提案書の提出者として選定されていなければならない。

招　　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

平成23年７月４日

独立行政法人日本原子力研究開発機構
契約部長　圖師　修一

◎調達機関番号　601　◎所在地番号　08

○第23―1101―01号

1　調達内容

⑴　品目分類番号　15

⑵　導入計画物品及び数量　Ｊ－ＰＡＲＣ基幹ネットワークシステム　一式

⑶　調達方法　借入

⑷　導入目的　独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「ＪＡＥＡ」）と大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構（以下「ＫＥＫ」）が一体的に運営する大強度陽子加速器施設（以下「Ｊ－ＰＡＲＣ」）は、Ｊ－ＰＡＲＣを用いた科学技術・学術の推進を図る目的の下、素粒子物理学、原子核物理学、物質・生命科学、原子力工学の先端的研究を行う国際公共財として平成21年より供用を開始した。

Ｊ－ＰＡＲＣ基幹ネットワークシステムはＪ－ＰＡＲＣの基幹ネットワークに相応しい利便性と情報セキュリティ強度を併せ持つもので、平成24年度第２四半期に導入する予定である。

⑸　導入予定時期　平成24年度第２四半期以降

⑹　調達に必要とされる基本的な要求要件

Ａ　茨城県東海村にあるＪＡＥＡ原子力科学研究所内のＪ－ＰＡＲＣ関連建家等及び同県つくば市にあるＫＥＫつくばキャンパスのＪ－ＰＡＲＣ関連建家を10Gbpsで結合するＪ－ＰＡＲＣ内ネットワーク及び情報セキュリティ装置。但し、東海―つくば間の回線は含まない。また、情報端末をネットワークに接続するにあたり、機器／人を認識し接続認可する機能をもつ。

Ｂ　Ｊ－ＰＡＲＣ内ネットワークと国立情報学研究所が運用するＳＩＮＥＴを10Gbpsで接続するためのルーター、ファイアーウォール等の情報セキュリティ装置。外部から、内部ネットワークにアクセスするためのリモートアクセスＶＰＮ装置を含む。

Ｃ　これらに付随するＤＮＳ等のネットワークサービスサーバー類。

Ｄ　通年終日運転をするための安定した機器保守及びその人的体制。

Ｅ　ネットワークを利用する一般ユーザー及びシステム改善への支援を含む。